

## R1年度農地中間管理事業借受者説明会・意見交換会における質問事項及び対応について

No.	項目	質問内容	回答要旨
1	契約内容の変更	農業委員会へ集落法人の組合員の相続登記の届け出があった場合、その内容を、農地中間管理機構にも共有いただけるよう調整いただくとともに、その情報を集落法人へも情報共有いただきたい。集落法人が組合員の相続の情報を確知することが難しくなっている。	賃借料の振込ができない場合、農業委員会へ情報提供は依頼しているが、その情報を集落法人の皆様へ提供するというところまでは至っていない。集落法人の状況は理解した。農業委員会、機構、集落法人相互の情報共有が行えるよう努める。
2	契約内容の変更	他の担い手から移転を受けた農地の物納から金納への賃借料の変更は可能か。	所有者の同意が得られれば、変更可能。
3	契約内容の変更	集落法人が利用権設定している農地の所有者は高齢者が多く、後継者が地区外に出ている場合、農地を引き継ぐ者がおらず賃借料を払えないという問題が生じる。	機構としても課題だと認識している。相続放棄され、供託される農地もある。所有者が死亡した場合相続代表者を届け出てもらい代表者へ振込を行っているが、探索にも労力がかかり課題になっている。改善方法がないか機構も勉強していきたい。
4	賃借料	現在の物納の仕組みは配達や関連する事務を借受者に負担を強いている。機構でやっていただきたい。	大変ご苦勞をおかけしていることは認識している。他の都道府県でも同様の課題を抱えている。負担を軽減できるよう検討はしているがなかなか良い代替案が見つかっていない。今後の宿題とさせていただきます。
5	利害関係人の意見聴取	利害関係人の意見聴取で意見が出ないのは当たり前。マッチングできたものを機構が借りている。制度が始まった当初、機構がマッチングするという話であったができていないではないか。	農地中間管理事業での貸借の多くは所有者と借受者とのあらかじめマッチングが整ったものである。少しずつではあるが、地域駐在コーディネータと共に借受者の希望を踏まえたマッチングを進めている。
6	解約及び移転	これまで他の担い手が相対で契約を行っており、期限が切れた農地を借受ける場合、機構へ切り替えることは可能か。	相対契約の期限が切れた後、所有者から貸付希望申込書を提出いただくことで、機構を通じた貸借に切り替えることは可能。
7	関係法令	地区外から移住された者が、現在法人が機構から借受けている農地を購入することが可能か。	地区外からの移住者が法人の構成員であれば可能。

No.	項目	質問内容	回答要旨
8	機構集積協力金	R1年度に護岸工事のため解約を行った。3年後に再契約予定。3年後の契約は機構集積協力金において、新規契約扱いとなるのか。	3年後の制度の内容によって、対象となるか否かが決まってくるため再契約の時期に市町へ相談いただきたい。
9	基盤整備	圃場整備されていない、湿田、進入路が狭いなど条件の悪い農地を機構が条件改善・圃場整備ができないか。	機構を活用した場合に実施できる圃場整備事業はあるが、面積要件・作付作物などハードルがある。 機構自らできないかというご意見もいただいているが、広島県の場合機構が直接行う体制が整っていない。
10	基盤整備	圃場整備している農地も1筆当たりの面積が小さい。水路・畦畔も老朽化している。圃場整備事業で再整備が可能なのか。	様々な地域で同様の状況となっているのは認識している。再整備が可能かどうかは、市町の担当課へ問い合わせしてほしい。
11	基盤整備	圃場整備事業について、最低限どの程度の要件を満たせば手が挙げられるのか教えてほしい。	圃場整備事業の種類によって要件が異なる。県内の事例では機構関連農地整備事業の要件を満たすことが難しい農地は農地耕作条件整備事業という別の事業で対応したケースもある。
12	その他	農業委員会も農地を減らす方向で取り組んでいるが、SDGSの考え方からすれば日本の農地は維持すべき農地ではないか。雨に強く土壌流亡が少ない持続可能な開発を行っている。機構が条件不利農地、圃場整備済みで修繕が必要な農地を回収し、条件改善し貸し出すという機能を果たすことを要望する。	機構が条件改善をしてほしいという要望は各方面から承っている。機構関連農地整備事業が創設されたが、要望に十分応えきれている状況にはないのが現状。ご意見として承っておきたい。
13	その他	農業委員会と農地中間管理機構の業務の役割分担をはっきりし、連携しながら進めてほしい。	県段階では県、農業会議と連携し、機構と農業委員会との役割分担を整理しながら進める体制を作っている。機構と農業委員会がお互い協力しながら進めていけるよう、農業委員会に対する働きかけを今後も引き続き行っていきたいと考えている。
14	その他	農地政策に関係する団体、特に機構、農業委員会、土改連は相互に連携をとってほしい。中山間地域は山際から荒れてくる。土地改良など必要な農地も多く、農業者自らできることには限界がある。 一方中山間地域への支援制度はいろいろあるため、うまく組み合わせて優良農地にするための活用方法などを提案してほしい。	中山間直接支払い交付金・多面的機能交付金・人・農地プランなど様々な支援措置、それぞれに要件があり、対応が大変なことと思う。国は各担当部署ごとに予算措置するため現場では使いづらい状況ではあるが、地域段階で、組み合わせた活用などの提案ができるよう、関係団体との連携は心がけていきたい。
15	その他	機構が農地の所有を行うことは今後有りうるか	制度として売買事業はあるが、広島県は売買は行っていない。
16	その他	農地中間管理事業は優良農地の確保が目的だと思うが、うまくいっていないのではないかと思う。 広島県の大半を占める中山間地は谷あいの農地が多くほとんどが日陰である。機構が周辺の山林を伐採しないと、優良農地がどんどん減ってしまう。個人の力では山林地権者との調整など限界がある。森林組合と連携し、予算を確保してほしい。	状況は認識している。要望として関係機関へおつなぎしていきたい。

No.	項目	質問内容	回答要旨
17	その他	農地中間管理事業事例紹介で、ほうれん草を生産する新規就農者で経営面積0.6haとあるが、経営開始面積として不十分ではないか。	JAの研修制度を活用し空きハウスを借受け就農された。地元との信頼関係もできており、技術習得に応じて規模拡大を進めていきたいという思いは持っておられる。